

国税庁は7月1日、相続税や贈与税の算定基準となる2015年分(1月1日時点)の路線価(1㎡当たりの評価額)を発表した。

全国の平均変動率は前年比マイナス0.4%で7年連続の下落となったが、下げ幅は前年より0.3ポイント縮小した。都道府県別では、大都市がある、東京都、大阪府、愛知県が昨年に続き上昇するなど、10都府県(昨年は8都府県)で昨年より上昇した。このほか、埼玉、千葉、神奈川、京都、沖縄の各府県が上昇した。

景気回復や円安の影響で、国内外の資金が不動産投資に回ったことが回復傾向を強めたとみられる。

この評価額の公表は今年1月に相続税が増額されてから初めてで、相続財産から差し引く基礎控除が縮小したことで、これまで「相続税とは無縁」と考えていた人も課税の対象になる可能性がある。

都市部を中心に路線価は上昇傾向にあり、家族の死去で相続を受ける人(相続人)からは「どうすればいいのか」と戸惑いの声が聞かれる。

昨年末の増税前の控除額は8000万円から4800万円に減少したが、逆に路線価が上昇するという皮肉な状況になり、相続税の課税対象となる人が確実に増えるのだ。

(2015/07/01 読売新聞から)